

大洲地区広域消防事務組合障害者活躍推進計画

1 趣 旨

障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律123号）が令和元年6月に一部改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、障害者活躍推進計画を策定することとなり、障害者が活躍できる職場環境を推進するため、大洲地区広域消防事務組合消防長が「障害者活躍推進計画」を策定するものである。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

3 課 題

本組合においては、在職する常勤職員がすべて消防吏員で構成されており、これまでに障害者に限定した募集、採用は行っていない。

過去には、在職中に疾病、事故等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）が若干在籍することもあったが、個別に対応してきており、大きな問題は生じていなかった。また今後、職員の高齢化に伴い、中途障害者として身体障害者となる職員が在職する可能性もあるが、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

4 目 標

(1) 採用に関する目標

- 消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるように、消防吏員については、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、障害者であることを理由に応募できないような受験資格を設けること、障害者であることを理由に不採用とすることはしない。

(2) 定着に関する目標

- 障害者を雇用した場合に備え、他機関の定着に関する事例の収集・検討を行う。

5 取組内容

- (1) 障害者の活躍を推進する体制整備
 - 障害者雇用推進者として消防本部総務課長を選任する。
 - 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。
- (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出
 - 職員が中途障害者となり、従来の職務遂行が困難となった場合、又はその相談を受けた場合には、面談等を通じて負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
- (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理
 - 障害者の事情や希望等を考慮し、多様で柔軟な勤務形態を設定するとともに、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
 - 必要な措置を講じる場合には、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならないように適切に対応する。

6 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律等を踏まえ、企業等における障害者の活躍の場の拡大促進に努める。